築上町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条　この告示は、築上町消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業所等　事業所その他の団体をいう。

(2)　協力事業所　町長が消防団の活動に協力している事業所等として認め表示証を交付した事業所等をいう。

(3)　表示証　協力事業所に対して、消防団の活動に協力する証として交付した表示証をいう。

(4)　消防団長等　消防団長のほか、自治会長等の消防団の活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条　協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、町長に築上町消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)を提出して申請するものとする。

2　消防団長等は、表示証を交付する事業所等について町長に推薦することができる。

(審査)

第4条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、次条に定める基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1)　申請又は推薦があった場合

(2)　町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(認定基準)

第5条　町長は、事業所等が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

(1)　従業員が消防団員として相当数入団している事業所等であること。

(2)　従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。

(3)　災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等であること。

(4)　その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等であること。

2　町長は、事業所等が消防関係法令に違反しているときは、前項の認定をしてはならない。

(表示証の交付)

第6条　町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2　協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、当該他の市町村長と連名で、表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第7条　協力事業所は、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2　前条第2項の規定により他の市町村と連名で表示証の交付を受けた協力事業所は、前項に規定する事項のほかに、当該協力事業所が所在する市町村の名称も併せて付すことができる。

3　表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1)　表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2)　パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4　表示証は、様式第1号の寸法を同率に拡大し、又は縮小し表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条　表示証の交付に際して、町長は、築上町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条　表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、当該総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2　表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3　町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第10条　町長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、当該事業所等に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2　前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条　町長は、協力事業所の名称、築上町消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条　町長は、協力事業所を築上町表彰条例(平成18年築上町条例第193号)に基づき表彰することができる。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。